

バージョンアップのご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて早速ながら下記の内容につきましてご連絡申し上げます。
ご不明な点、ご質問などがございましたら、弊社までお問い合わせください。

敬具

発行日：2012年11月16日
株式会社 東洋
京都市山科区柳辻草海道町9-5
TEL. 075-501-6616
FAX. 075-592-3030

減価償却 平成24年(個人)減価償却費計算書対応版(Ver.14.10)の予定

平成23年12月の減価償却制度の改正(200%定率法)に伴う、個人の減価償却費計算書の記載方法の変更に対応した「減価償却応援 Ver.14.10」のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。

以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. 改正の内容(減価償却費計算書の書き方の変更)と予定対応内容

1. 発行プログラム

1-1. 発行プログラムとバージョンアップの対象

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
減価償却応援スタンドアローン版 減価償却応援ネットワーク版	Ver.14.10	Ver.14.00/Ver.14.01 Ver.13.10/13.10.e1/13.11/13.11.e1 Ver.13.00/Ver.12.00

1-2. リリース時期(予定)

(1) 送品開始日(予定)

減価償却応援 : 2012年12月21日(金)

(2) マイページのダウンロード公開(予定)

減価償却応援 : 2012年12月12日(水) 9時

※保守契約にご加入で、改版纳入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

1-3. 減価償却応援スタンドアローン版 期限付きプロダクトID

Ver.14.1用の2週間限定プロダクトIDをご連絡します。
期限付きプロダクトID : 796779-142758-241549-686535

1-4. Ver.14.1用の電子申告プログラム(Ver.14.1.e1)について

平成25年1月申告の固定資産税(償却資産申告書)に対応した減価償却電子申告対応版プログラム(Ver.14.1.e1)のリリースを予定しています。

※平成25年1月申告の固定資産税の電子申告を行う場合は、今回の減価償却Ver.14.1にバージョンアップしてください。前バージョンのVer.14.0では電子申告は行えません(Ver.14.0用の電子申告プログラムは用意しません)。

1-5. データ連動対象プログラム

(1) 法人税システム（別表十六、別表四）

Ver.14.1 と連動対象となる法人税システムは平成 24 年度版以降になります。
 ※スタンドアローン版同士、ネットワーク版同士が連動可能です。

減価償却	法人税	
Ver.14.1 Ver.14.0	平成24年度	Ver.H24.1、H24.2
Ver.13.0／13.1 Ver.12.0 Ver.11.0 Ver.10.0 Ver.9.0	平成23年度 平成22年度 平成21年度 平成20年度	Ver.H23.1、Ver.H23.2、Ver.H23.3 Ver.H22.1、Ver.H22.2 Ver.H21.1、Ver.H21.2 Ver.H20.1、Ver.H20.2、Ver.H20.3
Ver.8.1	平成19年度	Ver.H19.2

(2) 所得税システムとの連動（減価償却費計算書）

Ver.14.1 と連動対象となる所得税システムは、平成 23 年版以降になります。
 ※手動（ファイル出力→ファイル取込）による連動になります。

減価償却	所得税	
Ver.14.1 Ver.14.0	平成24年 平成23年	Ver.H24.1 Ver.H23.1
Ver.13.0／13.1 Ver.12.0 Ver.11.0 Ver.10.0	平成22年 平成21年 平成20年	Ver.H22.1 Ver.H21.1 Ver.H20.1
Ver.9.0 Ver.8.1	平成19年	Ver.H19.1

1-6. 各バージョンによる税制改正対応内容

バージョン	主な税制改正 対応内容	様式変更等		
		法人	個人	固定資産税
14.1 (H24.12)	減価償却費計算書の記載方法の変更に対応(200%定率法)	様式変更なし	様式変更なし 記載方法の変更あり	様式変更なし (電子申告:○)
14.0 (H24.4)	定率法の償却率等の見直し(200%定率法)	200%定率法による計算方法の変更(別表十六(二))	様式変更なし	様式変更なし (電子申告:×)
13.1 (H23.12)	耐用年数の短縮特例の制度見直し(個人の登録に対応)	様式変更なし	様式変更なし	様式変更なし (電子申告:○)

13.0 (H23.10)	耐用年数の短縮特例の制度見直し	別表十六(一)(二)	様式変更なし	様式変更なし (電子申告:×)
12.0 (H23.2)	改正なし	様式変更なし	様式変更なし	様式変更なし (電子申告:×)

バージョン欄の() はリリース年月

固定資産税欄の「電子申告」は電子申告用更新プログラムの有無

1-7. Windows 8/Windows Server 2012での動作保証について

応援スタンドアローン版、および応援ネットワーク版のクライアントプログラムは、Windows8 (32ビット/64ビット) にセットアップして使用できます。

また、Windows Server 2012 に応援ネットワーク版のサーバープログラムをセットアップすることも可能です。

2. 改正の内容（減価償却費計算書の書き方の変更）と予定対応内容

2-1. 減価償却費計算書 書き方の変更点

200%定率法に関する経過措置を適用した場合は、減価償却費計算書の各欄は次のように記入します。

200%定率法に関する経過措置

(1)平成24年分において平成24年4月1日から同年12月31日までの間に減価償却資産の取得した資産も250%定率法で償却することができます。

(2)平成24年分の確定申告期限までに届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、平成24年分または平成25年分より、平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した250%定率法の資産を200%定率法に変更して償却することができます。

※適用を受ける最初の年分において、調整前償却額が償却保証額に満たない減価償却資産については、この特例を受けることはできません。

(1) 平成24年4月1日から同年12月31日までに減価償却資産を取得し、250%定率法により償却費の額を計算する場合

摘 要	「250%定率法」と記入します。
-----	------------------

(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産について200%定率法により償却費の額を計算する場合

(イ)取得価額 (償却保証額)	200%定率法を適用する経過措置の適用を受ける初回の年分の前年末の未償却残高を取得価額として記入します。 下段のカッコ内に償却保証額(取得価額×保証率)を記入します。
(ロ)償却の基礎 になる金額	(イ)において取得価額とした金額を記入します。 ただし、調整前償却額が償却保証額未満となる年分以降は改定取得価額(最初に調整前償却額が償却保証額未満となる年の期首未償却残高)を記入します。
耐用年数	耐用年数から一定の経過年数を差し引いた年数を耐用年数として記入します。
摘 要	「200%定率法」と記入します。

2-2. プログラムの対応内容(予定)

上記の減価償却費計算書の書き方の変更内容による出力に対応します。

以上、よろしくお願ひします。

